

# 応用技術の建物評価サポート業務

## 省エネ法サポート業務

- 平成29年4月より「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」により2000㎡以上の非住宅は新築時等に建築物のエネルギー消費性能基準への「適合義務」「適合性判断」が義務づけられました。
- 届出は工事着手の21日前までに所管行政庁に提出する必要がある、2,000㎡以上の非住宅については適合判定通知書が発行されないと確認済証の交付がされません。

応用技術では資料作成から協議、省エネ法の届出までサポート致します。

## 住宅性能評価サポート業務

- 消費者保護の目的で平成12年4月1日に施行された「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき同年10月に本格的に運用開始された制度です。
- 「住宅性能表示制度」は国土交通大臣指定の公正・中立な立場の住宅性能評価機関が、物件を客観的に評価するものです。完成してからでは見えなくなってしまう住まいの性能が、等級や数値で表されます。

応用技術では資料作成から協議、住宅性能評価書の届出までサポート致します。

## CASBEEサポート対応 (建築環境総合性能評価システム)

- 省エネや省資源・リサイクル性能といった環境負荷削減の側面はもとより、室内の快適性や景観への配慮といった環境品質・性能の向上を目的とし建築物の環境性能を総合的に評価・格付けする手法であり、建築物の環境性能を総合的に評価・格付けする手法です。

応用技術では資料作成から協議、CASBEEの届出までサポート致します。

## 避難安全検証法サポート業務

- 避難安全検証法は、建築基準法の施行令によって定められている避難安全性能を検証する方法です。適用の範囲は主要構造部が準耐火構造であるか、または不燃材料である避難安全検証を行うことが可能な建築物です。避難安全法の種類は、建築基準法施行令第129条の2及び平成12年建設省告示1441号で定められた手法で行う「階避難安全検証法」と建築基準法施行令第129条の2及び平成12年建設省告示1442号で定められた手法で行う「全館避難安全検証法」があります。

応用技術では資料作成から協議、避難安全検証法の届出までサポート致します。

応用技術では、お客様の負担を軽減するため、迅速な評価検証、ポイントを押さえた協議を行うとともに、事前検討や改善提案を行い最短の工期で申請をいたします。指摘対応についても責任を持って対応させていただきます。

問い合わせ窓口は下記まで。お気軽にご連絡ください。

お問い合わせ先 ▶ 応用技術株式会社 エンジニアリング本部  
都市・地域環境部 営業担当：小西  
tel : 03-5319-3213 fax : 03-5319-3214 E-mail : kaiseki@apptec.co.jp